

議会運営委員会の運営について（案）

1 委員席について

原則として、会派呼称順に左右交互に着席する。

2 傍聴について

- (1) 常時受け付けを行う。
- (2) 委員長において原則許可する。
- (3) 傍聴を希望する人数が多い場合は、委員会で協議する。
- (4) 入室のタイミングは、委員長が判断する。
- (5) 船橋記者会加盟の記者については、あらかじめ傍聴を許可したものとする。
(先例申し合わせ 148 報道関係者の委員会傍聴)

3 資料要求について

委員から資料提出要求があった場合は、委員長が委員会に諮ってこれを決定する。

4 パソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みについて

議員・理事者ともパソコン、タブレット端末、スマートフォンの持ち込みを可とする。

5 その他

運営上必要な事項は、その都度委員会において協議する。